

発電水利に係る課題について

平成20年5月19日

国土交通省河川局

【発電水利使用の許可期間のあり方について(これまでの議論の骨子)】

①事務局の考え方

○発電水利の許可期間は30年とされているが(他目的の水利使用では10年)、許可期間の趣旨、自然条件の変化・社会経済情勢の変動等への対応といった観点及び今般の多数の不適切事案の判明を踏まえ、適正な水利使用・河川環境の確保の観点から、超長期の許可期間について見直すことが必要。

○水利使用の許可期間は、権利の存続期間ではなく、一種の許可条件であり、自然条件の変化や社会経済情勢の変動等に対応し、例えば、流況の変化、取水実績、必要水量の状況等について、一定の期間ごとにチェック・審査し、必要あれば水利使用の見直しを行う趣旨のものである。水利使用の目的によって許可期間を区別する制度上の合理的な理由はない。

②ダム・発電関係市町村全国協議会のご意見

○適切な維持流量を確保し、河川環境を保持しながら、電力を供給する地域として共存していくことが、地元の願い。そのような中で、地元と企業との協調を考えると、せめて10年スパンで水利権について話し合うということでない、将来に向けて電力を守っていけない。

今後も許可期間が30年ということであれば、協議会としては、同意し難い。

<参考:ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する要望(抜粋)>

3. 発電水利使用の許可期間は、概ね30年とされているが、その他の水利使用の許可期間と同じく10年とすること。

③電気事業連合会のご意見

○水力発電の許可期間の扱いについては、関係者が議論を数年重ねた結果、平成14年に現在の100年ルールが定められたものであり、当時と今とを比べても、その状況は何ら変わっていない。また、水力発電はCO2を排出しない等地球環境に資するものであり、安定的な事業の継続性が望まれるため、今後もこのルールを活かすべきと考える。

(参考1)

○水利権の許可期間の趣旨について

水利権の許可期間については、権利の存続期間ではなく、当該許可について公益上の判断からの再検討や遊休水利権の排除等の機会を河川管理者に与える一種の条件として運用している。

○河川管理者の許可により成立する許可水利権については、その許可に付される水利使用規則において許可期間が定められるのが通例である。

○この許可期間の満了をもって水利権が当然に失効することとなるものではない。取水又は流水の貯留をしようとする者は、特別な場合を除き、ほとんど半永久的にその取水又は流水の貯留を継続することを前提として流水の占用の許可を申請し、河川管理者もそのようなものとしてその許可を行っている。

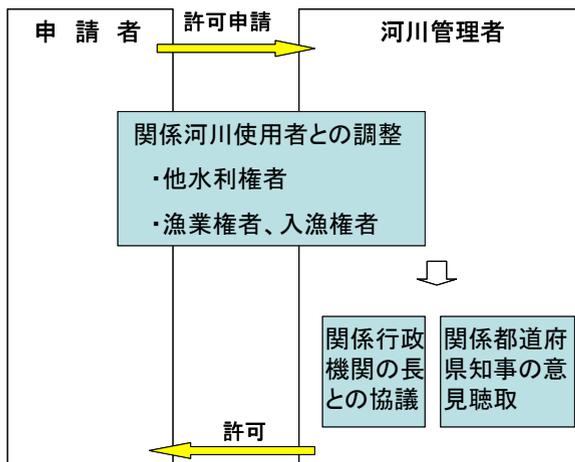
○許可に付されている許可期間は、その満了をもって当該許可を失効せしめる意図を有するものではなく、当該許可について再検討し、又は遊休水利権を排除する等の機会を河川管理者に与えるため、一定の期間ごとに改めて流水の占用の許可を受けべきことを命じた条件と考えるべきある。

([逐条解説]河川法解説より)

(参考2)

○水利使用許可の手続きについて

(例:一級河川で、国が許可する場合)

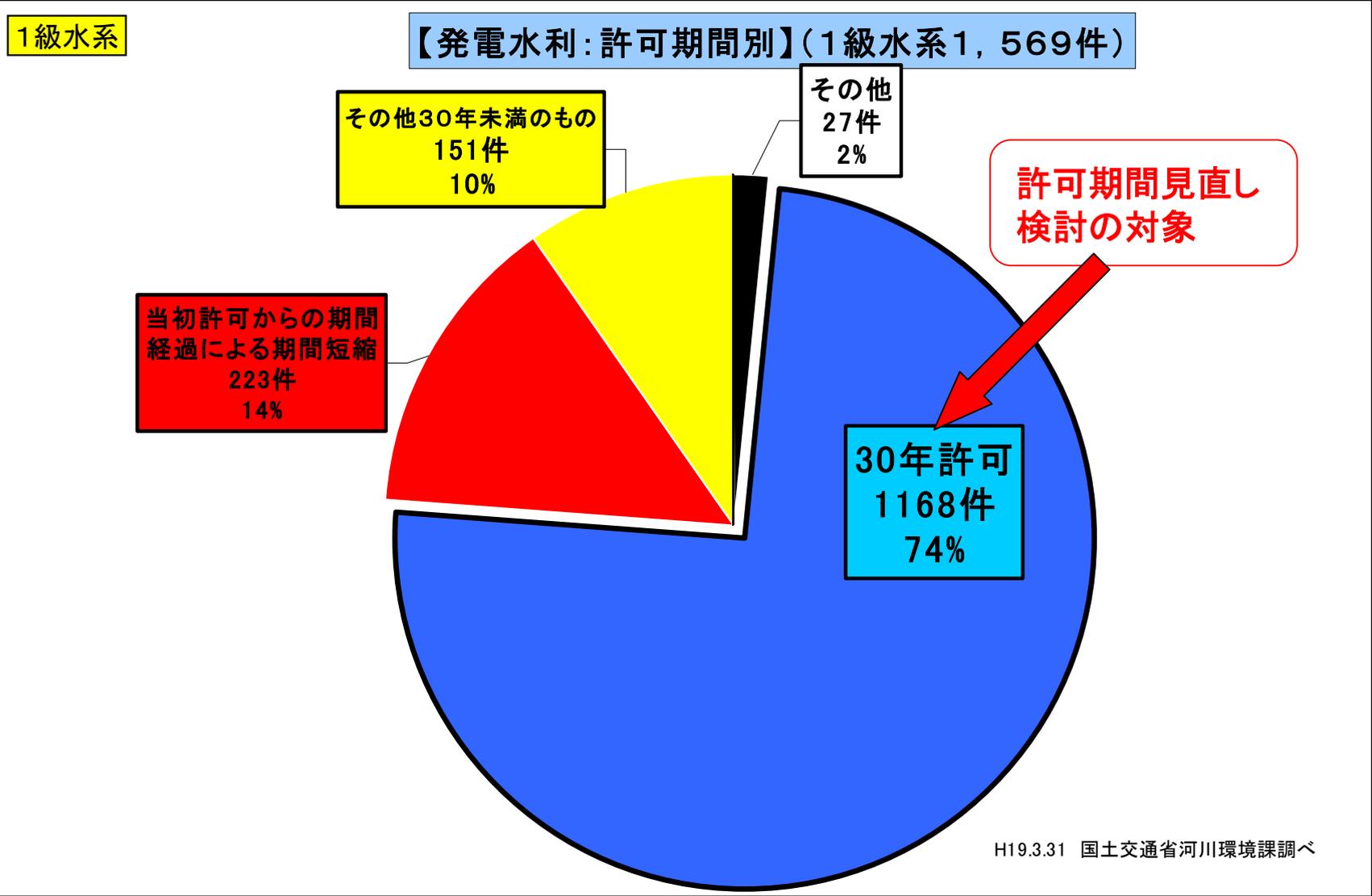


(第2回委員会資料より)

(参考3)

○第4回水力発電に関する研究会(平成20年4月2日)資源エネルギー庁電力基盤整備課資料

発電において使用可能な水の量は河川法に基づく許可によって定められるものであり、その許可は一定期間毎に更新される。この更新に当たって、水利使用の適法性のチェックや河川流況の変動など、基本的な要素に係るチェックを行うことは自然な手続きと考えるが、水力発電の事業環境についての将来にわたる予見可能性を確保するため、河川法に基づく許可等のあり方については、その手続きの明確化や十分な透明性の確保が必要と考える。その際、地元との関係での調整プロセスについても明確化、透明化を図る適正な手続きとすることが必要ではないか。



(参考5)

<現在の取扱い(100年ルール)> *H14. 11より、当面、下記のとおり取り扱うこととしたもの

○当初許可から経過期間を勘案し、許可期間を設定。

○許可更新時点で

①経過期間が90年以上のもの → 許可期間10年

②経過期間が71年以上90年未満のもの → 当初許可から100年になる年数とし、それ以降の更新時には許可期間10年

